

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に係る農業保険の対応について

令和7年7月30日のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により被災された皆さまに
衷心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本組合では、この津波による災害救助法が適用された市町村に住所を有している加入者等
の農業保険の払込期限等を以下のとおり延長いたしますので、最寄りの支所へお申しくだ
さい。

(1) 収入保険の保険料等の納付期限の延長

保険契約に係る保険料等の支払が困難である場合、一括支払いの支払期限、分割払い
の支払期限を、保険期間の開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長い
たします。

また、災害等により大幅な収入減少が見込まれる場合は、保険期間中に保険金等の先
払いとして、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

(2) 共済掛金の払込期限等の延長

ア 農作物共済（水稻）

令和7年7月31日の共済掛金の払込期限よりも共済掛金の払込みが遅延したとして
も、共済関係の解除はいたしません。

なお、このような取扱いとするのは、令和7年10月31日までとします。

イ 家畜共済及び園芸施設共済

家畜共済の共済掛金の払込期限若しくは支払猶予期間並びに園芸施設共済の共済掛
金の払込期限について、災害救助法が適用された日（令和7年7月30日）から当該適
用日の翌日から起算して3か月を経過する日の属する月の末日まで満了する場合には、
当該期限等を災害救助法が適用された日の翌日から起算して3か月を経過する日の属
する月の末日まで延長いたします。

ウ 建物共済及び農機具共済

共済掛金等の払込期限又は猶予期間について、本組合事業規程に基づき、共済掛金等の
払込期限から1年を限度に払込期限又は猶予期間を延長いたします。

お問い合わせ先

県北支所 相馬出張所	TEL 0244 (23) 6236
中央支所 双葉出張所	TEL 0240 (22) 4111
中央支所 いわき出張所	TEL 0246 (24) 1166